

# 白岡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の概要

## 1 改正の理由

被害者参加人として裁判所等に出頭する場合について官公署出頭休暇の対象とする旨の人事院規則の改正が行われることに伴い、本条例の一部を改正するものである。

## 2 改正の概要

### 第14条関係

改正に伴う所要の文言整理を行う。

## 3 施行期日

施行期日は、公布の日とする。